

昭和五十七年八月十四日提出
質問 第二四号

最近の教科書問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十七年八月十四日

提出者 有島重武

衆議院議長 福田 一 殿

最近の教科書問題に関する質問主意書

最近、我が国の歴史教科書及びその検定につき、記載事項の関係諸国より抗議の申し入れがあり、政府の対応にもかかわらず、当該諸国民の反発はますます拡大し、国内にも批判の聲が高まっている。

政府は possible の限りを尽くし、実効ある国内措置を踏まえて、誠心誠意転禍為福の親善友好の推進をすべきである。

ここに事を国内措置に限って、次の事項について質問する。

一 旧帝国憲法下、日本軍が中国大陆に侵入、侵攻あるいは進出したことは、今日、日本国憲法に照らして明らかに侵略行為であり、かつ、古今人道上許容すべからざる残虐行為を伴った事実は、教育現場において誤りなく教授せらるべきである。これは、諸国ないし該当する地域に

関しても同様である。

政府は、当然の故をもつて事を省略することなく、文部大臣をして早急にその旨を文書通達して、正式に教育現場に徹底せしめ、かつ、国民にその意を発表すべきであると考える。

しかるに、その挙のないことは、いかなる理由があるのか。

二 他国の指摘を待たずともなく、文部大臣所管の教科書検定は、その非公開の慣習をもつて国民に不明朗の感を抱かせている。

すでに長期にわたつて各方面より公開を促され、あるいは具体案の提言もあるにもかかわらず、いまだ公開の意を決せず、その方途を検討するにも至らない。

この際、むしろ国内教育界の明朗化のために速やかに検定公開を宣言し、具体的措置を講ずるべきであるが、これをなお行わない理由は何か。

三 検定の周期は法律事項に抵触するものではなく、文部大臣の権限に属する。

この際、著作者の申し出によつては、検定の時期は慣例に拘泥するものではない旨を表明し、実行することは可能である。

しかるに、その挙に出ないのはいかなる理由であるか。

右質問する。